

請願第40号 マリントワーの灯台機能廃止の撤回について

1 灯台について

- (1) 名称 横浜マリントワー灯台
- (2) 設置者 東海汽船株式会社
- (3) 管理者 横浜市（平成19年2月から）
- (4) 廃止日 平成20年9月1日
- (5) 法律上の位置づけ

灯台は航路標識法における航路標識であり、その設置及び管理は海上保安庁が行うことになっています。ただし海上保安庁以外の者においても、その者が行う事業に供するため、海上保安庁の許可を受けて灯台を設置し、管理することができることとなっています。

2 設置経緯について

(1) 設置目的

民間海運企業の自社船舶の航行安全確保のため。

（マリントワー建設の際、展望台の一部を借り受け灯台を設置し、安全確保を図る。）

(2) 経緯

昭和33年	9月	横浜展望塔株式会社設立		
	同年12月	灯台設置許可申請	申請者（設置者）	東海汽船株式会社
	34年1月	灯台設置許可	許可権者	海上保安庁
	35年9月	管理許可申請	申請者（管理者）	横浜展望塔株式会社
	同年10月	管理許可	許可権者	海上保安庁
	36年1月	マリントワー開業		

3 廃止について

(1) 廃止理由

マリントワーの灯台機能は、昭和34年、民間企業が自社の事業目的のために航路標識法に則り、海上保安庁の許可を得て設置したものです。

平成19年1月、本市がマリントワーを取得してからは、横浜市が管理者として、マリントワー再生事業を進めるうえで関係者などと協議をした結果、航路標識の役割は終了し、当初の設置目的は消滅していることが確認されたため、航路標識法の趣旨に鑑み、灯台を終了することとしました。

(2) 経緯

平成19年	1月	横浜市がマリントワーを取得		
	同年	2月	管理者変更許可申請	申請者（管理者）横浜市、同月管理許可
平成20年	3月	マリントワー改修工事着手		
	7月	廃止許可申請	申請者（管理者）横浜市、同月廃止許可	

■ 航路標識法（抜粋）

（この法律の目的及び用語の定義）

第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的且つ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。

2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設をいう。

（航路標識の設置及び管理）

第二条 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。但し、海上保安庁以外の者においても、その者が行う事業又は事務の用に供するため、国土交通省令の定めるところにより海上保安庁長官の許可を受けて、その者の費用で、航路標識を設置し、又は管理することができる。

（航路標識の現状の変更）

第五条 海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。